

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条、第105条及び定款第32条の規定に基づき、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下「当法人」という。）の役員（理事及び監事）の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(役員報酬の種類)

第2条 役員報酬の種類は、次のとおりとする。

- (1) 専務理事に対する報酬
- (2) 弁護士、公認会計士又は税理士の国家資格を有する役員に対する報酬（有資格役員報酬）
- (3) 常勤の理事（事務局長として週3日以上事務局に勤務する理事をいう）に対する報酬（常勤理事報酬）
- (4) インセンティブ制度の対象となる理事に対するインセンティブ報酬（インセンティブ報酬）

2 役員報酬は、本給のみとする。

(専務理事報酬)

第3条 専務理事報酬は、正会員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表1のとおり支給するものとする。

(有資格役員報酬)

第4条 有資格役員報酬は、正会員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表2のとおり支給するものとする。

(常勤理事報酬)

第5条 常勤理事報酬は、正会員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表3のとおり支給するものとする。

2 常勤理事報酬を受ける場合、専務理事報酬及び有資格役員報酬を受けることはできない。

(インセンティブ報酬)

第6条 インセンティブ報酬は、正会員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、インセンティブ報酬規程に従って支給するものとする。

(報酬の支払方法)

第7条 役員報酬は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第8条 役員報酬は、その月の月額的全額を翌月15日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前日に支給する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、正会員総会の承認を要するものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、常務理事会が別に定める。

附則〔平成29年10月1日制定〕

この規程は、平成29年10月1日より施行する。

附則〔平成30年3月10日改正〕

平成30年3月10日の定例理事会において承認された第2条から第12条の改正は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1 (専務理事報酬・月額) 10万円

別表 2 (有資格役員報酬・月額)

役 職	報酬月額
常務理事	5万円
理事	2.5万円
監事	5万円

別表 3 (常勤理事報酬・月額) 50万円